

令和5年5月31日開催

新千歳空港国際化推進協議会  
令和5年度 総会資料

- 第1号議案  
令和4年度 事業報告
- 第2号議案  
令和4年度 収支決算
- 第3号議案  
新千歳空港国際化推進協議会 規約（案）
- 第4号議案  
新千歳空港国際化推進協議会 役員（案）
- 第5号議案  
令和5年度 事業計画（案）
- 第6号議案  
令和5年度 事業予算（案）

## 【第1号議案】

# 令和4年度事業報告

## 〔事業概要〕

新千歳空港における国際線は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月25日のホノルル線を最後に、運休の状態が続いておりました。

こうした状況を踏まえ、当協議会においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ航空需要を早期に回復させることが喫緊の課題であると認識し、我が国における外国人観光客の受け入れ再開の動きを注視しつつ、運休路線の再開や新規航空路線の誘致を進めることといたしました。

令和4年度においては、令和3年11月に設置した「新千歳空港国際線再開に向けたワーキングチーム」を定期的開催し、国の水際対策や航空会社の路線再開の動きなどについて、関係者間で情報共有を図るなど、環境整備に努めるとともに、関係省庁に対し、感染症への対応状況に応じたC I Q体制の充実など、新千歳空港の国際拠点空港化の推進について要望してまいりました。

また、国際線の再開を契機に、再開記念訪問団を結成（7月：韓国、12月：タイ）し、海外の航空会社をはじめとする関係機関を訪問するなど、路線の維持・拡充や、今後の安定運航に向けた意見交換を行うとともに、新千歳空港の国際航空旅客・貨物の増加を図るため、学校や自治体関係者などを対象とした海外教育旅行セミナー、会員の皆様を対象とした国際航空貨物セミナーなど、利用促進策にも取り組んでまいりました。

こうした取組もあり、国際線については、令和4年5月に国際線の受入れを再開する方針が国から示されて以降、7月にはソウル線、8月には台北線が再開したほか、冬ダイヤからは、香港線や東南アジアの路線が順次再開するなど、コロナ禍前の6割程度まで回復しました。

さらに、道内7空港の一括民間委託や、新型コロナウイルス感染拡大など、協議会を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和5年3月に新千歳空港建設促進期成会と統合し、新千歳空港の国際拠点空港化を目指した体制の強化を図りました。

## [事業内容]

### 1 要望活動

#### 2023年度予算に関する中央要望活動 ～ 資料1

新千歳空港の国際拠点空港化を推進するため、関係省庁に対して、次のとおり要望しました。

- 要望書名：新千歳空港の国際拠点空港化の推進に関する要望
- 要望先：国土交通省、財務省、出入国在留管理庁、厚生労働省
- 要望年月：令和4年8月
- 要望項目 [継続要望]
  1. 一部外国航空会社の乗り入れ制限の更なる緩和
  2. 誘導路複線化など、機能強化に向けた事業の着実な推進
  3. 感染症への対応状況に応じたC I Q体制の充実など、国際線利用者の受入体制の整備
  4. 道産食品の大幅な輸出拡大に向けた国際航空貨物の物流体制の充実・強化

### 2 需要開発事業

#### (1) 大韓航空「新千歳＝ソウル線」再開記念訪問団の派遣 ～ 資料2-1

大韓航空による「新千歳＝ソウル線」の再開を歓迎するとともに、今後の北海道と韓国の友好促進や経済交流の拡大を願い、訪問団を派遣しました。

- 実施日程：令和4年7月17日(日)～7月19日(火)
- 訪問先：大韓航空、韓国観光公社、仁川国際空港公社
- 参加者数：10団体9名

#### (2) タイ国際航空「新千歳＝バンコク線」再開記念訪問団の派遣 ～ 資料2-2

タイ国際航空による「新千歳＝バンコク線」の再開を歓迎するとともに、今後の北海道とタイの友好促進や経済交流の拡大を願い、訪問団を派遣しました。

- 実施日程：令和4年12月18日(日)～12月21日(水)
- 訪問先：タイ国際航空、タイ国政府観光庁、日本政府観光局バンコク事務所、現地旅行会社
- 参加者数：7団体7名

### 3 広報・宣伝・調査事業

#### (1) 新千歳空港国際線再開に向けたワーキングチームの開催 ～ 資料3-1

新千歳空港の国際線再開に向け、官民一体となって諸課題の情報・意見交換等を行うため、新千歳空港国際線再開に向けたワーキングチームを開催しました。

- 設置概要
  - ・ 設置年月日：令和3年11月30日(火)
  - ・ 開催内容等：水際措置の見直し状況、国際線再開に向けた動き など
- 開催実績：10回

#### (2) 団体客の受入に向けたインバウンドセミナーの開催 ～ 資料3-2

国際航空路線（新千歳＝ソウル線）の再開に向け、新千歳空港の受入体制が万全であることを発信するため、航空会社及び旅行会社に向けたオンラインセミナーを開催しました。

- 開催日時：令和4年6月13日(月) 14:30～17:00
- 開催方法：オンライン開催
- 開催内容：インバウンド受入に向けた各地域における状況について
- 参加団体：大韓航空、HANATOUR(韓国大手旅行会社)  
北海道、千歳市、札幌市、函館市、旭川市、帯広市、釧路市
- 参加者数：15団体31名

#### (3) 「新千歳＝シンガポール線」需要創出に向けた意見交換会の開催 ～ 資料3-3

国際航空路線（新千歳＝シンガポール線）の運航再開を契機に、今後の安定的な運航を図るため、双方向の需要創出に向けた関係者間による意見交換会を開催しました。

- 開催日時：令和4年11月28日(月) 11:00～17:00(現地時間 10:00～16:00)
- 開催方法：オンライン開催
- 開催内容：第1部 道内の旅行会社に対するプレゼンテーション  
第2部 シンガポールの旅行会社に対するプレゼンテーション
- 参加団体：スクート、EU HOLIDAYS(シンガポール大手旅行会社)  
北海道、北海道観光振興機構、千歳市、ニセコ町、帯広市、釧路市
- 参加者数：17団体36名

(4) 海外教育旅行セミナーの開催 ～ **資料3-4**

海外教育旅行の具体的な検討に繋げていただくことを目的に、道内の学校関係者や行政機関等を対象に、各国・地域の水際措置、コロナ下における交流先の状況など、現地の最新情報を伝える「海外教育旅行セミナー」を開催しました。

- 開催日時：令和5年1月25日(水) 14:00～17:00
- 開催場所：かでの2. 7 (札幌市中央区北2条西7丁目)  
ハイブリッド開催 (対面式・オンライン)
- 開催内容：第1部 基調講演、航空会社からのプレゼンテーション  
第2部 各国・地域からのプレゼンテーション
- 参加者数：57団体97名 (うち学校関係者26校36名)

(5) 国際航空貨物セミナーの開催 ～ **資料3-5**

国際航空貨物の輸出拡大を図ることを目的に、新千歳空港の国際航空貨物の状況や、輸出に係る基本的な情報を広くお伝えする「国際航空貨物セミナー」を開催しました。

- 開催日時：令和5年3月23日(木) 10:00～12:00
- 開催場所：新千歳空港国際線ターミナルビル 2階 スズラン  
新千歳空港国際航空貨物施設
- 開催内容：貿易の流れと輸出のノウハウについて  
新千歳空港における国際航空貨物の概要について  
新千歳空港国際線航空貨物施設の視察
- 参加者数：10団体20名

## 【第2号議案】

## 令和4年度収支決算

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

## 1 収入

(単位：円)

科目	R4予算	R4実績	備考
負担金	3,800,000	3,800,000	
北海道	2,550,000	2,550,000	
会員	1,250,000	1,250,000	25団体×5万円
寄付金	0	0	
その他収入(雑収入)	0	1,627,194	・新千歳空港建設促進期成会残余金 1,610,055 ・海外教育旅行セミナー開催に係る会場費立替分 17,110 ・預金利息 29
前年度繰越金	1,937,038	1,937,038	
合計	5,737,038	7,364,232	

## 2 支出

科目	R4予算	R4実績	備考
事業費	5,500,000	2,757,139	
需要開発費	3,500,000	1,818,403	・大韓航空「新千歳=ソウル線」再開記念訪問団 965,229 ・タイ国際航空「新千歳=バンコク線」再開記念訪問団 853,174
広報・宣伝・調査活動費	2,000,000	938,736	・海外教育旅行セミナー 465,956 ・需要創出に向けた意見交換会 316,580 ・国際航空貨物セミナー 107,250 ・新千歳空港国際線再開に向けたワーキングチーム 48,950
その他	0	0	
事務局費	237,038	93,930	
合計	5,737,038	2,851,069	

※ 収入－支出＝4,513,163円については、令和5年度に引継する。

# 監 査 報 告

「新千歳空港国際化推進協議会」の令和4年度収支について、証拠書類を審査した結果、適正に執行されているものと認めます。

令和5年5月24日

監事 千歳市長 横田 隆一



北海道経済同友会 代表幹事 安田 光春



【第3号議案】

新千歳空港国際化推進協議会 規約(案)

昨年度の総会において、新千歳空港建設促進期成会との統合を提案し、令和4年6月15日付けで承認されました。

今後、新千歳空港の国際拠点空港化を目指し、新千歳空港建設促進期成会との統合を踏まえた効果的な事業展開を図るため、別添のとおり規約を変更します。

[関係箇所抜粋]

条項	新	旧	備考
第3条 (事業)	協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>路線維持・拡充に関する事業</u> (2) <u>機能強化に関する事業</u> (3) <u>利用促進に関する事業</u>  (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業	協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>新千歳空港の国際化及び国際エアカーゴ基地形成の方策に関する調査、研究及び意見交換</u> (2) <u>新千歳空港の国際化及び国際エアカーゴ基地形成の推進連絡活動</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業	



## 新千歳空港国際化推進協議会規約（案）

（名称）

**第1条** 本会は、新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

**第2条** 協議会は、新千歳空港の国際化及び国際エアカーゴ基地の形成について調査検討を行うとともに、推進連絡活動を行い、もって本道の国際化や産業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

**第3条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 路線維持・拡充に関する事業
- (2) 機能強化に関する事業
- (3) 利用促進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（協議会の会員）

**第4条** 協議会は、別表第1に掲げる会員をもって組織する。

（協議会の役員）

**第5条** 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2名以上置かれているときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行するものとする。
  - 5 監事は、協議会の会計を監査する。
  - 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（顧問）

**第6条** 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、別表第2に掲げる者とし、協議会に専門的知識に関して、意見を述べることができるものとする。

（総会）

**第7条** 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
  - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
  - (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
  - (4) 協議会の解散に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項として会長が認める事項

- 5 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、あらかじめ会長が指名した会員がこれに当たる。
- 6 会長は、総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき案件をあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 7 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該会員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事は、出席した会員（前項の規定により出席したものとみなされる会員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第4項第4号に掲げる事項にあっては、全ての会員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、会長は、第4項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項について書面により会員の意見を徴することができる。この場合において、全ての会員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 11 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （幹事会）

**第8条** 協議会の事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第3に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) 総会から委任された事項に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。
- 4 幹事会に幹事長を置き、北海道総合政策部航空港湾局長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の開催等については、前条の規定の例により行うものとする。

#### （部会）

**第9条** 協議会は、第3条に掲げる事業についての課題を処理するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、第7条の規定に準じて会長が別に定める。

#### （会計）

**第10条** 協議会の運営に要する経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について、総会の議決を得なければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （事務局）

**第11条** 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道総合政策部航空港湾局航空課に置く。
- 3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道総合政策部航空港湾局航空課空港戦略担当課長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会長印、副会長印及び協議会印の管守に関する業務
  - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
  - (3) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務
  - (4) 協議会の会議事務に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(剰余金等の処理)

**第12条** 協議会は、決算において剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなったときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(責任分担)

**第13条** 本会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

**第14条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和62年7月3日から施行する。

この規約は、平成21年5月15日から施行する。

この規約は、令和4年6月15日から施行する。

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

## 会員

団体名	役職名
北海道経済連合会	会 長
一般社団法人北海道商工会議所連合会	会 頭
札幌商工会議所	会 頭
苫小牧商工会議所	会 頭
千歳商工会議所	会 頭
公益社団法人北海道観光振興機構	会 長
北海道経済同友会	代表幹事
一般社団法人北海道建設業協会	会 長
北海道商工会連合会	会 長
北海道中小企業団体中央会	会 長
ホクレン農業協同組合連合会	代表理事会長
北海道農業協同組合中央会	代表理事会長
一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	支部長
北海道航空協会	会 長
公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター	会 長
公益社団法人北海道トラック協会	会 長
株式会社 AIRDO	代表取締役社長
北海道エアポート株式会社	常務取締役営業開発本部長
北海道旅客鉄道株式会社	代表取締役社長
北海道	知 事
札幌市	市 長
苫小牧市	市 長
千歳市	市 長
恵庭市	市 長
北海道市長会	会 長
北海道町村会	会 長

別表第2（第6条関係）

顧問

団体名	役職名
国土交通省北海道開発局	局長
法務省札幌出入国在留管理局	局長
財務省北海道財務局	局長
財務省函館税関	税関長
厚生労働省小樽検疫所	所長
経済産業省北海道経済産業局	局長
国土交通省北海道運輸局	局長
国土交通省東京航空局新千歳空港事務所	新千歳空港長
農林水産省横浜植物防疫所札幌支所	支所長
農林水産省動物検疫所北海道出張所	支所長

別表第3（第8条関係）

幹事

団体名	役職名
北海道	総合政策部航空港湾局長
札幌市	まちづくり政策局都市計画担当局長
苫小牧市	総合政策部長
千歳市	企画部長
北海道経済連合会	専務理事
一般社団法人北海道商工会議所連合会	専務理事
一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	支部長
北海道エアポート株式会社	営業開発本部旅客営業部部長

【第4号議案】

新千歳空港国際化推進協議会 役員(案)

区分	所属名	職名	氏名	備考
会長	北海道	知事	鈴木 直道	再任
副会長	北海道経済連合会	会長	真弓 明彦	再任 ※
副会長	一社)北海道商工会議所連合会	会頭	岩田 圭剛	再任
監事	千歳市	市長	横田 隆一	再任
監事	北海道経済同友会	代表幹事	安田 光春	再任

【任期は令和7年度総会まで】

※ 副会長職の北海道経済連合会 会長は再任。

6月6日の総会をもって、現会長の真弓明彦様に代わり、藤井裕様が就任予定。

## 【第5号議案】

# 令和5年度事業計画（案）

### [事業概要]

令和4年度における新千歳空港の利用者数は、約1,788万人と、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年と比較して、国内線で9割程度、国際線で3割程度まで回復するなど、徐々にではありますが、明るい兆しが見えてきたところです。

一方で、国内線については、ビジネス環境の変化に伴う需要の減少や、一部の道内地方路線において需要の戻りが遅いこと、国際線については、今後の本格的な旅行需要の回復を見据えた受入体制の整備や、旺盛なインバウンド需要に対して、アウトバウンド需要が低迷しているなど、今後の本格的な航空需要の回復には課題があります。

こうした状況を踏まえ、当協議会においては、会員の皆様との緊密な連携のもと、本道の国際化や産業の振興に寄与することを目的に、安定運航・定着に向けた機能強化や利用促進などの取組を進めていきます。

また、関係省庁に対しては、国際線の受入体制の整備を進めるよう、グランドハンドリングや給油、ランプバスなどの地上支援体制の維持・強化や、感染症にも対応したC I Q体制の機能強化、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和などの要望を行ってまいります。

さらに、航空路線の維持・拡充を図るため、国際線の再開などを契機とした訪問団の派遣や、今後の安定運航に向けた各種セミナーを開催するなど、双方向の需要創出に向けた取組を進めてまいります。

## [事業内容]

### 1 要望活動

新千歳空港の国際拠点空港化を推進するため、関係省庁に対する要望（2024年度予算に関する中央要望活動）を行います。

- 新千歳空港の国際拠点空港化の推進に関する要望
  - ・ 要望先：国土交通省、財務省、出入国在留管理庁、厚生労働省 等

### 2 路線維持・拡充に関する事業

国際線の早期再開や、新規路線の誘致を図るため、訪問団の派遣や、新規路線の誘致活動（エアラインセールス）を実施します。

- 新千歳空港国際線就航・再開時における訪問団の派遣
- 新規路線誘致活動（エアラインセールス）の実施 など

### 3 機能強化に関する事業

新千歳空港の国際拠点空港化を進めるため、関係機関と連携しながら受入環境の整備を図るなど、空港機能の強化に向けた取組を実施します。

- 受入環境整備事業の実施 など

### 4 利用促進に関する事業

新千歳空港の航空旅客・貨物の増加を図るため、各種セミナーを開催するなど、利用促進に向けた取組を実施します。

- 海外教育旅行セミナー
- 国際航空貨物セミナー
- 双方向の需要創出に向けた情報発信事業 など

### 5 その他事業

上記事業に加え、航空会社の交渉状況や、路線の再開状況等を踏まえ、本協会の目的に応じた事業を実施します。



## 【第6号議案】

## 令和5年度事業予算(案)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

## 1 収入

(単位:円)

科目	R5予算	備考
負担金	4,280,000	
北海道	2,550,000	
札幌市	270,000	
千歳市	270,000	
苫小牧市	90,000	
企業等	1,100,000	22団体×5万円
寄付金	0	
その他収入	0	
前年度繰越金	4,513,163	
合計	8,793,163	

## 2 支出

科目	R5予算	備考
事業費	8,500,000	
路線維持・拡充事業	3,000,000	
機能強化事業	2,000,000	
利用促進事業	2,500,000	
その他事業	1,000,000	
事務局費	293,163	
合計	8,793,163	